

# 令和5年度 秋田市住宅リフォーム支援事業

増改築・リフォーム工事に対し…**5万円**補助します！  
 中心市街地活性化基本計画区域内の住宅は…**10万円**補助します！  
 自然災害の被害による復旧工事は…**10%（最大5万円）**補助します！



## 【令和5年度からの見直し内容】

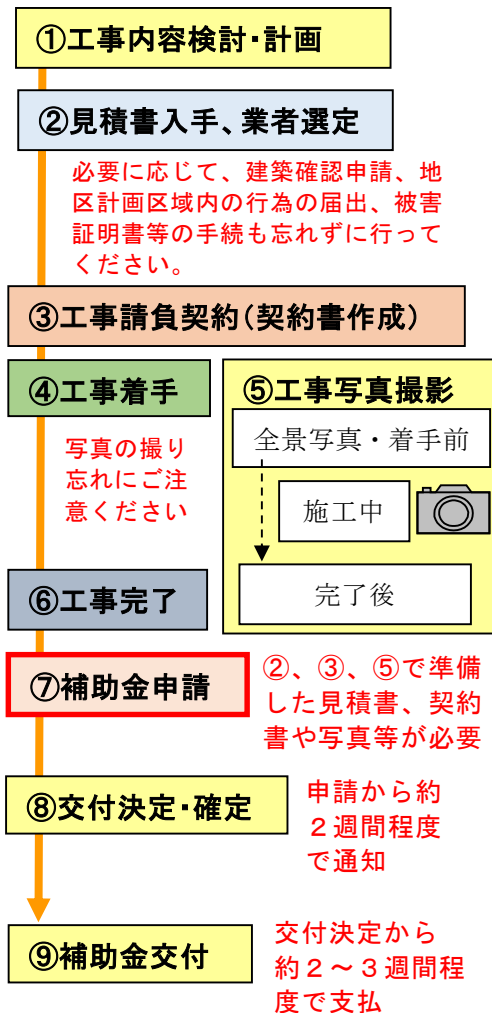
- ・「秋田市空き家定住推進事業」、「秋田市多世帯同居推進事業」および「秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業」とは併用できません。
  - ・国又は県の国費充当事業（こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業、あきた省エネ家電購入応援キャンペーン 等）とは併用できません。
- ※秋田県住宅リフォーム推進事業とは併用できます。

## ◆令和5年度の事業内容

	通常のリフォーム工事	自然災害による災害復旧工事
補助対象者	秋田市内に住所があり、市税の滞納がない方で、自らが所有し居住する住宅や親又は子が所有し自らが居住する住宅などの増改築やリフォーム工事又は復旧工事を行う方。	
補助対象住宅	秋田市内にあり、次のいずれかに該当すること (1) 一戸建住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建築物全体の延べ面積の1/2以上あること） (2) マンション等の共同住宅（自らが所有し居住する専有部分のみ）	
補助対象工事	住宅本体の増改築やリフォーム工事（敷地内のバリアフリー工事を含む）	自然災害による被害の住宅本体の復旧工事（被害証明書が必要）
補助対象外	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事、門および塀等の外構工事、住宅から独立した車庫、物置、カーポート 等	
工事金額	50万円以上（税込み）	20万円以上（税込み）
工事業者	秋田市内に本店を有する建設業者等	施工業者の要件なし
工事完了	令和5年4月1日から令和6年3月25日までに完了した工事	
利用回数	過年度（平成23年度～令和4年度）の利用を含めて、住宅につき2回まで ※同一年度中の申請は1回まで	利用回数制限なし （被害証明書が必要）
補助額	5万円（中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内の住宅は10万円）	補助対象工事費の10%、上限5万円 （千円未満切り捨て）
受付期間	令和5年4月3日から令和6年3月25日まで 予定件数 1,400件 ※予定件数に達した場合、申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください	
受付場所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階 秋田市都市整備部住宅整備課 ※郵送やメールでも受付します 電話：018-888-5770 メール：ro-cshs@city.akita.lg.jp	
その他	関係法令等による必要な申請等（建築確認申請および検査、地区計画区域内の建築等の行為の届出等）がなされていない工事は、補助金を交付することができません。	

申請手続は裏面をご確認ください。

## ◆申請手続の流れ



### 【申請手続に関するお願い】

- (1) 工事完了後の申請とし、1回で手続が完了できます。  
工事完了後、お早めに申請してください。
- (2) 建築確認申請や地区計画区域内の行為の届出等については、工事着手前に事前に担当課へ確認し、必要な手続を行うようお願いいたします。

#### 【建築確認申請】

- ・10㎡を超える住宅の増改築（部屋の増築や風除室の設置なども含まれます）工事を着工する前に建築確認を受ける必要があります。ただし、10㎡以内の増改築工事でも、防火地域・準防火地域内では、建築確認を受ける必要があります。
- ・担当課：建築指導課（TEL 018-888-5769）

#### 【地区計画区域内の建築等の行為の届出】

- ・地区計画区域内で、住宅の新築や意匠の変更（塗装や増改築等も含まれます）等をする場合は、工事に着手する30日前までに届出が必要です。
- ・担当課：都市計画課（TEL 018-888-5764）

- (3) 災害復旧工事の申請に必要な「被害証明書」は、防災安全対策課（TEL018-888-5434）か各市民SCで申請し、入手してください。
- (4) 対象となる工事は、住宅本体の外装工事、内装工事、水廻り工事、設備工事など幅広くご利用いただけますが、補助対象工事となるか不明な場合は、ご相談ください。

## ◆申請に必要な書類（窓口、郵送、メールでも申請可能です）

補助金交付申請の時		通常	災害復旧
1	補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（様式第1号）	○	○
2	工事請負契約書または請書の写し（災害復旧工事の場合は省略可）	○	△
3	工事内訳見積書の写し	○	○
4	工事を行う住宅の <u>外観全景</u> および <u>工事部分の着手前、施工中、完了後の写真</u>	○	○
5	工事費用の支払いを確認できる領収書等	—	○
6	自然災害に伴い住宅等へ被害があったことを証する被害証明書	—	○
7	納税証明書（完納証明書） ※1 市税の滞納を理由とする不交付決定後の再申請の場合	※1	※1
8	申請者との関係および居住を証する戸籍謄本および居住者の住民票等 ※2 住宅の居住者が申請者以外の場合	※2	※2
9	建築基準法による建築確認済証が交付された場合の検査済証、地区計画区域内における建築等の行為の届出の適合通知等、関係法令等の申請を行ったことを証する書類の写し※3 関係法令等による申請等が必要な工事の場合	※3	※3
10	東日本大震災に起因して、避難している者であることがわかる書類および市内に居住していることがわかる書類※4 東日本大震災に起因して避難し、現に市内に居住している場合	※4	※4
11	その他、市長が必要と認める書類（通常は必要ありません）	△	△

※秋田市の木造住宅耐震改修等事業、住宅用太陽光発電システム設置費補助金や秋田県住宅リフォーム推進事業などと併用が可能です。

※国や県の国費充当事業については、併用できません。

### ◆問い合わせ・受付窓口 ◆

秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎4階

電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771 E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp

HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>

